

六条モール

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年3月26日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
六条モール 高松市六条町42番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
 - ・主要幹線道路である県道に面しているため、自主交通整理員の配置に配慮する等、通行の安全の確保や環境に配慮した交通安全対策や事故防止対策の徹底、交通渋滞の解消に万全を期すこと。
 - ・周辺の道路のごみ清掃、除草等を定期的に行うなど適正利用促進に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
鶴身 智
 - (2) 意見の概要
出入口②の前面にある中央分離帯の切れ目を利用して下り車線（東側）から上り車線（西側）へ車両が移動する際に、当該切れ目と出入口②が近接しているため、事故の危険性が高まることが懸念される。事故の発生を減らすため、出入口②の位置を現在の計画より北側（当該出入口南側の水路から北側へ13m）へ移動していただきたい。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成20年8月5日（火曜日）から同年9月5日（金曜日）まで